

在留外国人向け相談体制の整備に向けた交付金の要件等の緩和について

東海部会提出
説明担当 菊川市

(理由)

平成31年4月から新たな在留資格が創設されたことに伴い、今後、外国人材の受入拡大や多国籍化が見込まれている。各市町村においても、窓口等における多言語対応や、相談体制の強化に向けた取組を進めているが、外国人住民の受入・共生のための施策の更なる充実が大きな課題となっている。

国では、在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て等、生活に関する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の設置・拡充等に対して、「外国人受入環境整備交付金」による財政支援を行っている。

ただし、交付金の対象要件が、外国人住民が「1万人以上」か「5千人以上で全人口に占める割合が2%以上」の市町村と定められている。また、対象経費についても「一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費」「一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費」等に限定されている。

このことにより、外国人住民比率が高くても、人口要件を満たさない小規模な自治体については交付金を受けることができず、独自に相談窓口の体制強化に取り組まざるを得ない状況である。更に一元的相談窓口以外にも、通訳員の配置や表示の多言語化等、外国人住民の受入・共生のためのさまざまな施策が求められていることから、これらを独自に実施することにより小規模自治体財政を圧迫する要因となっている。

については、外国人受入環境整備交付金の要件である人口要件の撤廃や対象経費の拡大など緩和がなされるよう要望する。